

第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現

1-1-1 自治基本条例に基づくまちづくりの推進

『上田市自治基本条例』に掲げるまちづくりの基本理念である、「参加と協働」及び「地域内分権」により自治を推進します。

■ 現状と課題

- 人口減少、少子高齢化により、担い手の減少や、役員の高齢化が進み、まちづくり活動への「負担」が大きくなっています。今後、人口減少・高齢化社会に対応したまちづくりに向け、担い手の負担を減らしながらまちづくりを進める必要があります。
- 複雑多様化する市民ニーズに応えながらまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの存在は不可欠であり、多様な主体(市、自治会、住民自治組織、NPO、企業など)の参加と、各主体の特性に応じた役割分担の下、協働のまちづくりを推進する必要があります。その中で、住民同士が地域のまちづくりの方向性などについて話しあい、住民主体の特色あるまちづくりの取組も広がっています。
- 将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくためには、自治基本条例に掲げる「参加と協働」のまちづくりの理念を、これからのまちづくりを担う若い世代に対し普及・啓発するとともに、各主体において、次代を担う人材の育成を図る必要があります。
- 特色ある地域づくりを進める上では、「参加と協働」の基本的な考えの下、「地域でできることは地域で」「自分たちでできることは自分たちで」行うことを基本とする「地域内分権」の考えに立ち、各主体が協力・連携・協働して施策を推進する必要があります。
- 地域の歴史的・文化的なつながりを背景に組織され、最もコンパクトな地域コミュニティである自治会においては、加入率の低下や高齢化、帰属意識の変化等の影響により、自治会の意義・役割・活動内容など、将来のあり方を検討する時期にあります。
- 自治会などの範囲では解決が困難な課題に対しては、小中学校区などを活動範囲とし、多様な主体が参画する住民自治組織がその特性を生かし、各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが求められています。
- 市は、協働の当事者として、自治会、住民自治組織等が実施するまちづくり活動に対し、必要な助言や金銭的な支援を行い、まちづくり活動が円滑に進められるよう努める責務を負っています。また、各主体との情報共有に努めながら、まちづくり活動の効果を最大化するように努める必要があります。

(仮)図表等スペース

■ 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
地域づくり講座・研修会 開催数	講演会1回、 協働推進員研修会2回 (R5年度)	講演会1回、 協働推進員研修会2回
自治会共同集会施設の耐震化率	66% [144/217棟] (R5年度)	70% [152/218棟]
自治会加入率	83.6% (R5.9.1)	80.0%
活力あるまちづくり支援金採択事業数	17事業 (R5年度)	39事業
住民自治組織が他団体(自治会等)と連携・ 役割分担して取り組む事業数	調査中	13事業 [各組織1事業]

■ 各主体に期待される主な役割分担

市民	自治基本条例に掲げる「参加と協働」を踏まえ、まちづくり活動の主体となる自治会、住民自治組織に参画します。
自治会・活動団体 など	- 担い手の減少に伴う自治会機能の低下を補完するため、自治会の役割の再確認と、住民自治組織との連携強化を図ります。 - 若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、それぞれの団体の設立目的に応じ、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 - 住民自治組織の活動を通し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。
行政	- 市民・自治会・住民自治組織など、各主体との情報共有を図り、市民への啓発や活動への支援を進めます。 - 人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。 - 市民、自治会、住民自治組織が相互に連携したまちづくりを推進するための役割分担の研究・提案・実践を行います。 - 市の附属機関である地域協議会に対しまちづくりに関する諮問・意見聴取を行い、まちづくり施策にその意見等を反映します。

■ 施策の方向性・展開

基本施策1 自治基本条例の理念の普及・啓発

「上田市自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念である「参加と協働」、「地域内分権」について、職員の理解の深化を進めます。

市民、自治会、住民自治組織等、まちづくりの担い手に対し、継続的に「自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念の普及・啓発に努めます。

「自治基本条例」の定期的な見直しにより、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応します。

基本施策2 参加と協働のまちづくりの推進

「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、各主体の特性に応じたまちづくり活動を推進します。

各主体間の情報共有に努め、主体ごとに役割分担しながら連携・協力してまちづくりを推進します。

自治会、住民自治組織等が行うまちづくり活動に対し各種支援を行います。

基本施策3 地域内分権の推進

地域自治センター・公民館を核とし、「地域のことは地域で」の考えに立ち地域振興に努めます。

地域担当職員を配置し、地域課題に対し各主体と部局間の調整等を行いながらまちづくりを進めます。

各主体の課題に対しきめ細かに対応する協働推進員の配置し、地域課題の解決に努めます。

基本施策4 まちづくり活動への支援

まちづくりの核となるコミュニティ施設や地域活動拠点施設の整備・活用を図ります。

市民等が実施するまちづくり活動に対する支援を行います。

将来にわたり持続可能なまちづくりを目指し、担い手の発掘・育成に努めます。

■ 主な事業

活力あるまちづくり支援金、共同集会施設整備事業補助金

■ 関連する主な個別計画

上田市協働のまちづくり指針

2-1-1 豊かな自然環境の保全と活用

森林・里山の整備や森林資源の活用を通し、良好な自然環境の維持・創出を図ります。また、環境保全活動を推進し、豊かな自然環境との共存を目指します。

■ 現状と課題

- 上田地域における固有の在来種を保全するため、自治会と協働して特定外来生物に指定されているアレチウリの駆除活動を行っています。
- 市内を流れる千曲川、神川、依田川、浦野川などの主要河川の水は、農業や水道、養殖など様々な用途に利用されています。各河川の水質状況は、概ね環境基準を満たしていますが、引き続き水質の監視が必要です。
- 森林は二酸化炭素吸収源として大変重要な役割を果たしており、森林の整備を進め、生産される木材を適切に利用することは、林業振興はもとより森林による二酸化炭素吸収量の確保を図るうえでも、さらに重要となっています。
- 本市の民有林人工林は、約9割が45年生以上となっており、立木の成長量が衰える高齢級森林の割合が増えることにより、森林全体の二酸化炭素吸収量が減少することが避けられない状況であり、二酸化炭素吸収量を将来にわたって確保していくため、成長の旺盛な若い森林へと更新していくとともに、市民の暮らしの様々な場面で木材利用を進めることが必要です。
- 特定外来生物である「オオキンケイギク」、総合対策外来種である「ニワウルシ」、また、生態系等に影響を与えるおそれのある外来植物である「ナガミヒナゲシ」等の繁茂について、苦情・相談が増加しています。それぞれ、駆除活動が定着しているアレチウリより認知度が低いことから、自治会等で駆除をする気運を高めるため、より広い周知が必要です。

(仮)図表等スペース

■ 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
主要河川のBOD 環境基準値達成率(35地点)	100% (令和8年度)	100%
一般大気中ダイオキシン類 環境基準達成率(5地点)	100% (令和8年度)	100%
市有林及び私有林における森林整備(間伐、主伐・再造林)面積	79.11 ha (R5年度実績)	500.0ha (目標値 100.0ha/年)
木質バイオマスエネルギー利用製品導入支援件数	薪 12 ペレット 2 計 14 (R5年度実績)	100 台 (目標値 20 台/年)

■ 各主体に期待される主な役割分担

市民	・一斉アレチウリ駆除を一層活発な活動とします。 ・水洗化の一層の促進、合併処理浄化槽の維持管理、生活排水処理の適正化を図ります。 ・学校や地域の環境保全活動や環境学習活動に積極的に参加します。 ・木質バイオマスエネルギー＊利用製品を積極的に利用します。 ・身近な里山の整備を行い、自然環境の保全を図ります。
学校	・児童生徒への環境学習を行います。
事業者	・水質汚濁防止のための施設を設置します。 ・環境活動を進めている市民活動団体に積極的に協力します。 ・植樹や里山整備などの社会貢献活動への参加を通じて、人と森林との交流を図ります。
行政	・森林・里山の整備や、森林資源の活用を行います。 ・市民や事業者との連携による環境保全活動を推進します。 ・里山整備、環境保全を推進する自治会等団体の支援を行います。 ・効果的な取組となるよう、自然環境保全に係る活動の周知・啓発に努めます。

■ 施策の方向性・展開

基本施策1 恵まれた自然との共生、良好な自然環境の創出

多様な生物が見られる自然環境を次代へと繋ぐため、市と関係団体が協働し、水辺・土地の環境美化活動を推進してまいります。

水、大気、土壌、空間放射線量、及び自動車・新幹線騒音の定期的な監視・観測を行い、関係機関と協議・連携を図り、市民の安全・安心を支え住環境の保全を図ってまいります。

間伐、主伐などの森林整備や松くい虫防除対策による松林の健全化を推進するとともに、安定的な木材供給体制の整備を図り、水源涵養機能をはじめとした森林の持つ公益的機能の持続的な維持を図ります。

木質バイオマスエネルギーとして、松くい虫被害木や間伐材、林地残材の利用を推進するとともに、バイオマスエネルギー利用製品であるペレットストーブや薪ストーブ、チップボイラーなどの導入に対して支援を行い、森林資源の有効活用を図ります。

時宜に即して関心が高まっている環境問題のうち、市民生活に密接に関わる事項を取り上げ周知を行うことで、その正しい意識啓発を図るとともに、学習の機会を創出してまいります。

森林の有する多面的機能や木材と人々の生活との関係についての理解と関心を深め、森林整備や木材利用の意義を認識する機会として、植樹や森林整備などの環境保全活動への参加を促進します。また、子どもたちに森林や里山に触れていただく機会として、森林体験教室や野生鳥獣に係る学習会などを開催し、その役割、存在価値や課題について学べる環境づくりを進めます。

■ 主な事業

砥石城跡自然探勝園地整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業、水辺環境整備事業、河川水質検査業務、自動車騒音常時監視評価システム業務、一般環境中ダイオキシン類等調査業務、井戸水及び地下水等水質状況調査業務、空間放射線量測定、森林整備（市有林・私有林）事業、松くい虫防除対策事業、バイオマス（森のエネルギー推進）事業、「にぎやかな森プロジェクト」事業、緑化推進（緑の体験塾「森の学校」）事業

■ 関連する主な個別計画

第二次上田市環境基本計画、上田市森林整備計画（R6-R16）

3-1-1 地産地消の推進と都市農村交流による活性化

市民・事業者・学校及び行政などがそれぞれの立場で地産地消を推進し、食材の地域内循環を進めるとともに、地元産農産物の地産外消*も図ります。また、都市農村交流の拡大を図り、農村地域の活性化を目指します。

■ 現状と課題

- ・ 農産物及びその加工品の輸入額が増加傾向の中、食の安全と農業生産者の経営安定の両面から、地元農産物の地元消費を拡大することが求められています。
- ・ 農業は「食」を生み出し、食生活の安全・安心を支える基礎であることから、農作業を体験し、食について学ぶ機会をつくることが求められています。
- ・ 持続可能な農業の構築のために、地域住民に向けた適正価格の理解醸成と首都圏をはじめとした需要の高い地域に向けて地元産農産物の販路開拓が求められています。
- ・ 農村地域は、観光誘客や体験学習に活用できる多くの資源を有することから、これらを活用した都市農村交流につなげ、地域の活性化と都市からの移住・定住につなげていくことが求められています。

(仮)図表等スペース

■ 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
学校給食での地元(上小地域)農産物の使用量の割合(重量ベース)	40.1%(R5)	39%
上田市地産地消推進の店 認定件数(累計)	88件(R5)	100件

■ 各主体に期待される主な役割分担

市民	・ 地元農産物を提供する直売所などの店舗を積極的に利用します。 ・ 農業体験事業への参加を通し、地域の食や農への理解を深めます。 ・ SNS などにより地元産農産物の魅力などを発信します。 ・ 適正価格について理解を深め、地域農業を応援します。
農業者・NPO など	・ 地域の直売所や学校給食用に農産物を供給します。 ・ 農業体験事業の取組に協力します。 ・ 販路開拓・販路拡大に係る市外への農産物のマーケティングを積極的に進めます。
事業者	・ 地元農産物の仕入・活用を増やします。
学校・大学など	・ 食農教育*や食による健康づくりを進めます。 ・ 気象データの解析、農畜産物の成分分析など農業分野における高度な研究、分析など専門性を活用した産学連携を図ります。
行政	・ 市民・関係者が地産地消の取組を理解し、参画できる仕組みを構築します。 ・ 都市農村交流、移住・定住に関わる事業者との連携・調整を進めます。 ・ 生産者・事業者などのつなぎ役としての支援や物産展などの販路開拓・販路拡大の機会を提供するなどマーケティングを推進します。

■ 施策の方向性・展開

基本施策1 市民・事業者の一体的な取組による、農産物の地産地消の推進

多種多様で高品質な地元産農産物や加工品を認定制度や SNS の活用による PR を推進します。また、生産者と消費者が繋がる拠点となる農産物直売所の活動支援により、地域の活性化を図ります。

生産者や流通事業者と連携し、地元産農産物の学校給食への使用量の拡大を図るとともに、食農教育を推進します。また、生産者とともに伝統野菜等の特徴的な農産物を交流都市における物産展等において PR し、販路拡大や消費拡大を進めます。

基本施策2 農村の多面的価値の活用による都市農村交流の拡充と農村地域の活性化

農作業体験や市民農園など、気軽に農業と触れ合える場を提供し、農業への関心を高めます。

農産物のオーナー制度や農作業体験、滞在型市民農園の活用により都市と農村の交流人口の拡大を図るとともに、農産物以外の地域資源も取り入れることにより、モノ消費からコト消費・トキ消費への転換を進め、農業の新たな価値を創出します。

地域住民と連携し、棚田等の農村風景の保全を進め、魅力的な景観を活用した地域の活性化を推進します。

■ 主な事業

地産地消推進事業、都市農村交流推進事業

■ 関連する主な個別計画

上田市地産地消推進基本計画

4-1-1 健幸都市を目指した健康づくり事業の推進

糖尿病などの生活習慣病を予防する取組のほか、こころや歯の健康づくりを推進することにより、誰もが健康寿命を延伸させ、豊かな生活を送ることのできる健幸都市を目指します。

■ 現状と課題

- 人生100年時代を見据え、高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくために、一人ひとりが自らの健康について関心を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。
- 高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病治療者が増加しています。生活習慣病を予防し、生活の質を維持するために、定期的な健（検）診受診と若いころからの運動の習慣化や健全な食生活の実践が重要です。
- こころの健康を守るためには、こころの病気について正しい知識を普及し、理解を促進することが大切です。また、周囲の異変に気づき適切な専門機関へつなげることができる人材の育成や、相談体制の充実が必要です。
- 歯周病は、糖尿病や循環器疾患、低出生体重児とも関連性があるため、毎日のセルフケアや定期的な歯科健診等の好ましい生活習慣が定着するようライフステージに応じた保健指導が必要です。
- 感染症等のまん延や重症化を予防するため、法に基づく予防接種の対象者が接種の必要性を理解できるよう周知啓発を図ることが必要です。

（仮）図表等スペース

■ 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
特定保健指導実施率	70.7% (令和4年度)	80.0%
健康づくり活動に対する市民満足度	40.0% (令和6年度) (市民アンケート)	60.0%

■ 各主体に期待される主な役割分担

市民	・ 健診などにより疾病の予防に努めるほか、自分に合った運動を無理なく取り入れます。 ・ こころの健康づくりや、病気についての正しい知識を身に付けます。 ・ 歯周病検診などを受診し、歯の健康に努めます。 ・ 感染症に対する予防の正しい知識を身に付けるほか、各種予防接種の接種に努めます。 ・ 食の大切さを理解し、健全な食を実践します。
自治会	・ 健康教室等への参加を住民に働きかけ、住民の健康保持・増進のための環境づくりを図ります。
行政	・ 誰もが健康寿命を延伸させ、豊かな生活を送ることのできる健康都市を目指します。

■ 施策の方向性・展開

基本施策1 市民の健康寿命延伸のため、生活習慣病の発症予防・重症化予防と健康維持・増進事業を推進

自分の健康状態を確認し、より良い生活習慣を実践するため、各種検診や健康づくり事業の体制を充実し、健康増進・フレイル予防に取り組みます。

身体活動を増やすことの大切さの普及や、規則正しい食習慣を身に付け実践するための食育など、効果的な健康づくり事業を推進します。

データに基づく効果的な情報提供や保健指導により、糖尿病等の生活習慣病の早期発見と重要化予防に取り組めます。

基本施策2 こころの健康を保ち自分らしい社会生活を送るための精神保健事業の充実

こころの健康の保持・増進に関する知識の普及・啓発とこころの悩みに関する相談体制の充実を図ります。

基本施策3 生涯自分の歯でおいしく食べることを目標にした歯科保健事業の充実

歯や口腔の全身への影響やオーラルフレイル予防について啓発するとともに、歯科検診等により生涯を通じた歯科保健指導を推進します。

基本施策4 感染症に対する予防対策の推進

関係機関と連携して予防接種の接種機会を確保するとともに日常生活における感染症予防や感染症に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

■ 主な事業

健康幸せづくりプロジェクト事業、予防対策事業、こころの健康推進（自殺対策）事業、生活習慣病予防事業、各種健診事業、歯科保健事業

■ 関連する主な個別計画

第四次上田市民健康づくり計画、第3次上田市食育推進計画、第2期上田市自殺対策計画

5-1-1 教育環境の整備と地域ぐるみの教育推進

教育を取り巻く環境変化や新たな課題に柔軟に対応し、学校の教育活動や家庭・地域の教育力の充実に向けた支援を推進します。

■ 現状と課題

- 人口減少や地球温暖化、国際情勢の不安定化など、社会情勢が大きく変動する中、子どもたちが自らの力で未来を切り拓くため、「自ら学び、考え、行動する力」を身に付けることが重要です。
- 学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を充実させ、いじめや不登校などの未然防止と早期発見・対応を図り、すべての児童生徒が安心して学び過ごせる環境づくりが必要です。
- 発達障がいのある児童生徒の増加や外国籍児童生徒など、子どもの特性や置かれた環境が多様化しています。だれひとり取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境整備が必要です。
- 核家族化や少子化の進展などにより子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、「地域の子どもは地域で育てる」地域ぐるみの教育が必要です。
- 少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化と学校施設の経過年数や老朽化の度合いを踏まえ、望ましい教育環境を整えていく必要があります。
- ・食施設の経過年数や老朽化の度合い、児童生徒数の推移等を総合的に判断し、施設の整備、維持管理を進める必要があります。
- 児童生徒の健やかな身体の育成のために、子どもたちが食や健康に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育、健康教育を推進する必要があります。

(仮)図表等スペース

■ 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
特色ある学校教育の取組に対する市民満足度	17.5% (令和6年) (市民アンケート)	30% (市民アンケート)
地域に開かれた学校づくりに対する市民満足度	27% (令和6年) (市民アンケート)	50% (市民アンケート)
「授業がよくわかる」と答える児童生徒 (小6、中3)の割合	81.3% (令和6年度) 【全国学力・学習状況調査 (文部科学省)】	基準値を上回る数値とする

■ 各主体に期待される主な役割分担

家庭	・ 子どもの基本的な生活習慣づくりや家庭学習習慣の定着など、家庭教育を充実します。
学校	・ 知・徳・体のバランスのとれた人間形成を目指すとともに、家庭や地域との連携を密にした学校運営を推進します。
地域	・ 児童生徒の育成に地域ぐるみで取り組みます。
事業者	・ 児童生徒の職業観の養成、将来の自立に向けた職場体験の受入れを推進します。
行政	・ 各主体と連携・協力しながら、地域ぐるみの教育環境の整備を目指します。

■ 施策の方向性・展開

基本施策1 確かな学力や「生きる力」を育む教育の推進

デジタルの力を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進します。

社会の変化に主体的に関わることで、生涯にわたり自ら探求し続ける力を育成します。

学力検査・調査を活用し、児童生徒が「わかる・できる」授業づくりを進めます。

幼保小中高大の異校種間の連携を推進し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を幼児期から一貫して育みます。

基本施策2 誰一人取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境づくり

すべての児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進します。

児童生徒の権利・安全が保障される学校運営に努めます。

インクルーシブな教育を推進するとともに、一人ひとりの特性に応じた学びの環境を創出します。

外国籍児童生徒一人ひとりの状況に応じた、日本の生活習慣への定着や学習支援の充実を図ります。

子どもたちが「自分や他人の大切さを認めること」、「人に優しい行動・態度をとること」ができるよう、人権尊重精神を育みます。

学校給食を生きた教材として活用し、地産地消を図りながら、郷土の食材や伝統ある食文化を学ぶとともに、家庭での望ましい食習慣が身に付くよう食育の推進に取り組みます。

児童生徒の心身の健康を保持増進するため、定期健康診断等を適切に実施するとともに、自らの健康に対する関心を持ち、正しい知識が身に付くよう、健康教育を推進します。

基本施策3 学校・家庭・地域の連携による子どもの教育に関わる環境の充実

地域の特性を生かし、特色ある、魅力ある学校づくりを推進します。

学校・家庭・地域の連携の強化を図り、地域全体で子どもの教育を支える環境づくりを推進します。

地域の自然・文化資源の体験を通してふるさと上田に愛着を持ち、多様な人々と交流する中で人間性豊かな子どもを育成します。

中学校部活動の地域クラブ活動移行を契機に、すべての生徒が主体的に多様なスポーツ・文

化芸術活動を選択できる環境づくりに、地域とともに取り組みます。

基本施策4 時代の変化に対応し、安全で豊かな人間性を育むことができる小中学校等を目指した施設整備の推進

建物の経過年数や老朽化の度合いを総合的に勘案し、学校施設・教員住宅等の適正な維持管理等を計画的に実施するとともに、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化に対し、地域の実情や特性に配慮しながら、望ましい学校規模を確保するための方策を検討していきます。

「今後の学校給食運営方針」(H27策定、H31改訂)に基づき、学校給食施設の計画的な整備を進め、施設の衛生管理の徹底を図るとともに、食物アレルギー対応に取り組み、安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供します。また、児童生徒はもとより、市民への食育の普及・推進に資する施設としての活用を図ります。

■ 主な事業

小中学校等施設の改修・改築事業、小中連携事業、オープンドアスクール設置検討事業、多層指導モデル(MIM)事業、GIGAスクール構想推進事業、中学校部活動地域移行推進事業、外国語指導助手(ALT)派遣事業、標準学力検査事業、コミュニティスクール事業、特色ある学校づくり事業、通学路合同点検事業、人権教育・啓発推進事業

■ 関連する主な個別計画

上田市学校施設長寿命化計画、第4期上田市教育支援プラン、第3次上田市子ども・子育て支援事業計画、第3次上田市食育推進計画、上田市人権施策基本方針(第2次改訂)、第三次上田市生涯学習基本構想

6-1-1 文化遺産の継承と活用

地域の歴史・文化を知る機会を創出し、「上田市文化財保存活用地域計画」に基づいて文化遺産の継承と活用に向けた取組を推進します。

■ 現状と課題

- 文化財は将来の地域文化の向上発展の基礎となる貴重な財産であるため、これらを適切に保護して次世代へ引き継ぐ必要があります。
- 文化財の保存にあたっては、行政と所有者だけでなく、地域、企業、NPO 法人などが参画し、協働のもと次世代に継承する体制が重要です。
- 様々な主体が文化財に関わる気運を高めるためには、文化財を積極的に公開し、地域の歴史文化を正しく知り、触れる機会を創出することが必要です。
- 文化財を適切に保存する一方で、まちづくりや観光の資源として有効に活用していく必要があります。
- 国史跡であり、上田市のシンボルでもある史跡上田城跡を適切に保存するとともに、調査に基づく整備を推進し、さらなる活用を図る必要があります。

(仮) 図表等スペース

■ 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
市の歴史や文化財に愛着や誇りを感じる市民の割合	56.0% (令和6年度) (市民アンケート)	69.0% (市民アンケート)
歴史や文化を大切にしたい上田らしさを感じる市民の割合	42.3% (令和6年度) (市民アンケート)	58.0% (市民アンケート)
市の歴史や文化財に愛着や誇りを感じる市民の割合	56.0% (令和6年度) (市民アンケート)	69.0% (市民アンケート)

■ 各主体に期待される主な役割分担

市民	- 文化財保護活動に参画します。 - 歴史・文化遺産の基礎資料を提供します。 - 伝統行事などに参加し、文化財を学習活動の場として活用します。
文化財所有者	文化財を適切に管理します。
学校	ふるさと学習を通し、地域の歴史・文化などに関する教育を行います。
自治会	伝統行事や体験学習などに参加しやすい環境づくりを行います。
事業者	文化財保護活動を支援します。
行政	- 地域の歴史・文化を知る機会を創出します。 - 歴史・文化遺産の継承と活用の取組を推進します。

■ 施策の方向性・展開

基本施策1 地域の歴史や文化遺産の継承

文化財の活用や博物館、公民館、図書館などでの学ぶ機会の提供を通して、市民の学習や研究活動の促進、学校教育における学習支援の取組を進めます。

文化財所有者が行う修理及び無形民俗文化財などの後継者育成事業をはじめ、市民や団体などが自主的に行う文化財保護活動を支援します。

地域の歴史や文化遺産などに関する基礎資料の収集、調査や記録保存を行い、文化財指定や登録制度の活用のほか、情報発信による機運醸成を図り、適切な保存環境の整備に努めます。

「史跡上田城跡保存活用計画」に基づき、上田城跡の調査や適切な保存に取り組みます。

基本施策2 地域の歴史や文化遺産の活用

地域の特色ある文化遺産を、まちづくりや観光資源として活用する取組を促進するとともに、所有者や地域のかたが主体的に取り組む文化財活用事業を支援します。

デジタルアーカイブなどを活用した情報発信に努め、シビックプライドの醸成を図り、文化財を活用した地域づくりに繋がります。

「上田市日本遺産推進協議会」を中心に、関係する各種団体との協働により、日本遺産の普及啓発や魅力発信を推進し、観光振興を図ります。

「史跡上田城跡整備基本計画」に基づき、上田城跡整備事業を計画的に進め、一層の活用を図ります。

■ 主な事業

文化財保存活用事業、埋蔵文化財調査事業、上田城跡整備事業、上田市日本遺産活用事業

■ 関連する主な個別計画

上田市文化財保存活用地域計画、上田市歴史的風致維持向上計画、史跡上田城跡保存活用計画、史跡上田城跡整備基本計画、史跡信濃国分寺跡保存整備基本計画、第三次上田市文化芸術振興に関する基本構想